

7 輸国第 2158 号
令和 7 年 10 月 1 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 ZZ-L1「酒類に関する輸出証明書の発行要綱」に基づく輸出証明書の発給申請について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用した申請が終了することを踏まえ、同別紙に所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。